

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案

＜予算関連法律案＞

重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るため、気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行うこととするとともに、気象観測、予報等を行う体制強化に資するよう海洋気象台を管区気象台等に統合する等の措置を講ずる。

背景

東日本大震災や平成23年台風第12号による大雨災害等を踏まえ、災害発生危険性を分かりやすく伝えるなどの情報の改善や、情報を国民等に確実に伝達するなど、東海・東南海・南海地震等による今後いつ発生してもおかしくない重大な災害に対応するための対策が必要。

中央防災会議防災対策推進検討会議による提言、地方公共団体からの情報改善への要望等を踏まえ、早急の対応が不可欠。

法案の概要

新たに特別警報を行うとともに、その体制の強化を図り、災害から国民の命を守る。

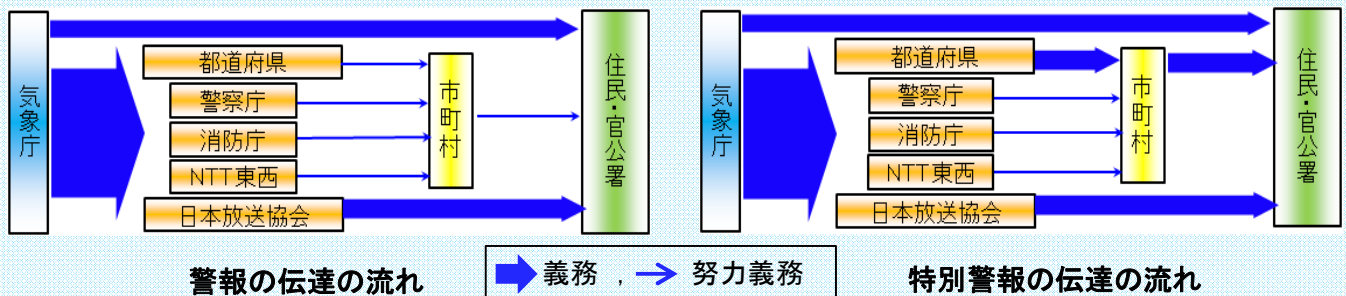
気象業務法の一部改正

特別警報の実施

災害発生危険性を分かりやすく示すため、気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行う。

気象庁は、特別警報の発表基準を、地域の災害対策の責任者である都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて定める。

住民に対し特別警報を迅速かつ確実に伝えるため、その内容について、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、都道府県に対し市町村への通知を、市町村に対し住民等への周知の措置をそれぞれ義務付ける。



特別警報の例(イメージ)

特別警報の種類	内容
大雨の特別警報	数十年に一度の豪雨
火山現象の特別警報	居住地域に影響が及ぶ噴石や火砕流等
津波の特別警報	内陸まで影響が及ぶ大津波

国土交通省設置法の一部改正

特別警報等を行う体制の強化

特別警報等の適時的確な実施に向け、沿岸域の現象の解析・予測の高度化を図るため、海洋気象台の業務を管区気象台等において一体的に実施する。

(現行)

管区気象台等

陸域の現象の解析・予測

海洋気象台

海域の現象の解析・予測

(改正後)

管区気象台等

沿岸域の現象の迅速かつ高精度な解析・予測

特別警報等を適時的確に実施